

(12) 行方不明者緊急搜索

事前準備 及び 予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初、担任は、登下校ルート及び利用する関係交通機関等について確認する。 ○ 児童生徒本人及び保護者（または緊急連絡先）の電話番号を定期的に確認する。 ○ 外出する際は複数で児童生徒の把握を行い、常に連絡できるよう携帯電話を携帯する。 ○ 年度初めに、敷地内、近隣、及び広域における搜索マップ（エリア）を作成・確認する。
--------------------	--

<定義> 行方不明者＝授業時間に所在の確認ができない幼児児童生徒。また、登下校・帰省・帰舎予定時刻を超過し、且つ本人との連絡が不通の状況にある児童生徒。

